

別紙

写真撮影基準

保育間伐作業業務委託に係る仕様書に規定する写真撮影基準は、この基準によるものとする。

1 写真の種類

(1) 作業前、作業後の森林状況

施行地ごとに、原則として同一箇所での作業前、作業後の状況を撮影するものとする。

なお、施行地は市有林ごととし、同一林班かつ同齢級の同一樹種ごととする。

2 撮影の方法

(1) 写真は、作業前及び作業後の状況が明確にわかるよう近景撮影及び遠景撮影するものとする。

なお、「近景」とは、撮影対象から数m程度、「遠景」とは、数十m程度離れた位置からの撮影をいう。

(2) 写真は、下記の事項等を記載した黒板等を含めて撮影すること。

ア 撮影年月日

イ 施行地名

ウ 樹種

エ その他必要事項

(3) 写真は、原則として撮影日及び位置情報が記録されたものとする。

3 写真撮影枚数及び完了届への添付部数

(1) 撮影する箇所数は、1 施行地が 1 ha未満の場合には 1 箇所以上、1 ha以上の場合は 2 箇所以上とする。

(2) 完了届への添付部数は、1 施行地につき各 1 部とする。

4 その他

この基準に関わらず、事業の透明化を図る観点から、同一箇所での作業前、作業後の状況が明確にわかる写真を撮影し、発注者に提示できるように整備しておくものとする。